



発行

障害者自立支援法訴訟の基本合意の完全実現をめざす会
(略称：めざす会)

〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1 日本障害者協議会内
TEL. 03-5287-2346 FAX. 03-5287-2347
E-mail: office@jdnet.gr.jp

2010年5月

2010年7月 二版

300円



さよなら障害者自立支援法

— 訴訟勝利までの軌跡 —

障害者自立支援法訴訟の基本合意の完全実現をめざす会

さよなら障害者自立支援法—訴訟勝利までの軌跡—

◇ 71人の勇気	勝又和夫 三澤 了	1
◇ 総括	竹下義樹	2
◇ 大切にしてきたひとかたまり、新たな峰もひとかたまりで	藤井克徳	3
◇ よびかけについて		6
◇ 原告のメッセージ 訴訟を終えて、ひとこと		9
◇ 訴訟に至る経過とあゆみ、そして、おもい	藤岡 毅	17
(◆裁判期日一覧…27)		
◇ 4.21ファイナルを終えて	大瀧靖峰	28
□ 声明文「国との基本合意締結にあたって」		30
□ 障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団と国（厚生労働省） との基本合意文書		32
(◆調印…35)		
□ さいばん お 裁判を起こしたみんなと国 くに こうせいろうどうしょう （厚生労働省） あいだ やくそく との間の約束		36
□ 要望書		38
◇ 基本合意文書を読む！	青木佳史	42
◇ 訴訟の周辺の展開—障害者の司法アクセスなど—	柴野和善	47
◇ インターネットがここをつないだ	蘭部英夫	50
◇ 各地の障害者自立支援法訴訟の勝利をめざす会一覧		52
◇ 障害者自立支援法訴訟 全国弁護団名簿		54
◇ あとがきにかえて	太田修平	55
◇ 自立支援法“延命”の「改正」法案は許さない		56
◇ 障害者自立支援法訴訟の基本合意の完全実現をめざす会世話人名簿		

《障害者自立支援法訴訟の基本合意の完全実現をめざす会世話人名簿》

石渡和実	日本障害者協議会政策委員長
太田修平	日本障害者協議会企画委員長
尾上浩二	DPI日本会議事務局長
勝又和夫	日本障害者協議会代表
加藤房子	日本障害者協議会企画副委員長
藤井克徳	日本障害者協議会常務理事
三澤 了	DPI日本会議議長

カンパのお願い

➤基本合意の完全実現のため、国との定期協議（検証会議）を軸とした活動を支える資金カンパを引き続き、お願いします。

【振込先】

ゆうちょ銀行

店名 ○〇八（ゼロゼロハチ） 店番 008

口座番号 2582376

名義 めざす会（メザスカイ）

郵便振替口座

口座番号 00120-4-484666

口座名 めざす会

他の金融機関からの口座

店名 〇一九（ゼロイチキュウ） 当座 0484666

口座名 めざす会

自立支援法“延命”の「改正」法案は許さない

4.27～6.16 (情報担当 藺部メモ)

2009年3月に旧与党が提出した「見直し」法案とほとんど変わらない自立支援法「改正」法案が急浮上。与党民主党は、これに相乗りしました。

障害者抜き、「基本合意」無視、推進会議や部会を侮る強行に、連日の抗議・反対の大運動が取り組まれ、参議院本会議での採択寸前で、廃案となりました。二度と同様な法案の上程をさせてはなりません。

- 4月27日** 障がい者制度改革推進会議総合福祉部会スタート
同日、自民・公明が旧与党の「見直し」法案とほとんど変わらない「改正」法案を国会に提出
- 5月17日** 地域主権推進一括法案は基本合意の履行実現に逆行と厚労大臣へ要請 (山井政務官と面談)。18日、内閣府福島担当大臣に要請
- 5月24日** 緊急抗議声明—与党による「障害者自立支援法一部改正案」提案に断固反対！
- 5月27日** 与党が自公案をベースにした与党案を提出
- 5月28日** 衆議院厚生労働委員会で、両案取り下げ、委員長提案の「改正」案が可決
- 5月31日** 衆議院本会議可決
- 6月1日** 参議院厚生労働委員会で可決。推進会議総合福祉部会構成員一同が宛て「遺憾の意」要望書提出
- 6月2日** 鳩山首相辞任により、参議院本会議開かれず。
- 6月8日** 緊急国会要請行動+連続大集会 (憲政記念館、参院議員会館前) に、全国から2,000人が集う。
- 6月14日～16日** 連日国会要請行動・国会前集会開催
- 6月16日** 国会終了により「改正」法案は廃案に。

71人の勇気

障害者自立支援法訴訟の勝利をめざす会 世話人共同代表

勝又 和夫

三澤 了

2005年10月31日、衆議院本会議において可決成立した「障害者自立支援法」は、2004年に「グランドデザイン」としてその原型が発表されて以来、私たちはこの法律の本質を「介護保険の財源不足を補うために障害者を取り込み、加えて障害者予算の削減も意図したもの」であることや、この法律によって「障害者福祉の歴史を30年以上前に戻すとともに、障害自己責任論につながるもの」として、多くの時間と問題意識を共有する各団体によって解体的な見直しを求める活動をしたものの、法律は成立してしまい、2006年度より施行されてしまいました。

この法律が施行されたことにより、極めて多くの障害者はその痛みをまともに受けることとなり、施設を去って行った人が1,600人を数えるだけでなく、地域での生活にも大きな影響が及びました。これらの問題に対し、全国各地をはじめ、中央においても法の問題点を指摘する運動が年毎に強まる中で、我慢の限界を感じた障害のある人たちが全国各地で「この法律は憲法の第13条、第14条、第25条に違反する」として、次々に司法の場に訴えるに至りました。

こうした当事者の動きを支援するために、著名な10人の方がよびかけ人となり、「障害者自立支援法訴訟の勝利をめざす会」を発足させ、原告および原告代理人である弁護士の活動を支援することとなり、2010年4月21日に14の地裁で争われた訴訟活動に勝利をもたらすことができました。

「71人の勇気」が、全国各地の運動とあいまって、自立支援法を廃止に追い込み、すべての障害者が、地域でいきいきと生きることを支える新しい法律づくりに向かえることをよろこびあいたいと思います。

総括

障害者自立支援法訴訟全国弁護団 団長 竹下 義樹

日本の障害者福祉は、戦後日本国憲法の下で、遅い歩みではありましたが着実に前進してきました。ところが、2006年4月に障害者自立支援法が施行されてからは、それまで60年間をかけて積み上げてきた私たちの闘いの成果が音を立てて崩れはじめました。障害者やその家族の誰もが望まない福祉制度が障害者自立支援法でした。

障害者自立支援法は、障害者に幸せをもたらすことのない法律であり、応益負担という「福祉」とは到底言えない本質を含む悪法であるため、法律ができてからも圧倒的多数の障害者や家族、さらには障害者福祉を支えてきた団体や福祉事業者は毎年のように激しい反対運動を続けてきました。そうした背景の下に、障害者や障害者団体と弁護士が約1年をかけて繰り返し議論を重ね、2008年10月31日に訴訟を提起することになりました。

ところが、いざ訴訟を申し立てる段階で、最初に原告となって訴訟を提起する障害者はなかなか現れませんでした。そこへ、広島県あきやすの秋保さんが勇気を出して訴訟を提起したことにより、それに励まされた全国の障害者が次々と原告となることを決意し、最後には71人の原告が全国の14地裁に訴訟を提起するところまでに広がりました。障害者や関係者のそうした行動が世論となり政治を動かしました。まだどの裁判所でも判決が言い渡されていないにもかかわらず、2009年9月に、厚生労働省の山井政務官から障害者自立支援法の廃止を前提に訴訟の円満解決のための協議の場を持ちたいという申し入れが原告弁護団にありました。そして、10月6日から協議が開始され、精力的な話し合いが繰り返された結果、2009年12月29日の深夜によりやく基本合意文書の内容が固まりました。そして、2010年1月7日に基本合意文書への調印式が行われたのです。

こうした流れをこの時点で確認し合うことは、この訴訟と基本合意の意義を明らかにすることでもあります。それは、障害者自立支

あとがきにかえて

障害者自立支援訴訟の勝利をめざす会 事務局長 太田 修平

障害があつたって人間として自由に生きる権利は当然あるはずです。“買い物に行きたい”“映画に行きたい”“デートしたい”“地域で生活したい”“結婚したい”“子どもと暮らしたい”などなど、このような、人としての要望は、障害の有無にかかわらず、だれにもあたりまえの権利としてまもられるべきことです。これらの、まもられるべきたくさんの、人としての要望を、国連の障害者権利条約ではきちんと定めています。日本では、国内法整備をはかり、この権利条約の批准が求められています。

障害者自立支援法の施行による日本の実態はひどいものでした。障害が重ければ重いほど費用負担がかさんでしまうというものになりました。それどころか、作業所などで仕事をして、給料より＜利用料＞が多くなる人もいました。ふざけているとしか言いようがありません。

71人の原告のみなさんは、自らの生活を白日のもとにさらし、犠牲にして、日本の障害者の代表としての気概をもって立ち上がってくれました。この訴訟がなければ、2009年9月の「自立支援法を廃止し、新法を制定する」という長妻厚生労働大臣のことばもなかったことでしょう。原告のみなさんの力が政府を動かしたのです。

今年1月から始まった「障がい者制度改革推進会議」では、障害施策のあるべき姿について話し合われています。私たちは、訴訟が“あるべき姿”のけん引役となったと自負したいと思います。そして、この訴訟を通して、ひとりの力ではどうにもできないことも、みんなが力をあわせれば、状況を変えられることをあらためて学ぶことができました。

そして今、応益負担を廃止し新法の制定を、障害者の生活者としての視点で、検証会議でしっかりと議論するという新しいステージを迎えています。時の政権に左右されない確かなものとするため、油断できません。

この訴訟を支えてくださったすべてのみなさまに深く感謝を申し上げると同時に、これからも力強いご支援を、どうぞよろしくお願い申し上げます。

障害者自立支援法訴訟 全国弁護団名簿

*：原告のいる都道府県

＜北海道＞万字達 西村武彦 ＜岩手＞佐々木良博 小笠原基也
 ＜宮城＞佐藤由紀子 ＜茨城＞細田はづき 杉本隼与 ＜埼玉＞
 柴野和善 川井理砂子 満尾直樹 谷口太規 柳重雄 井原正則
 野村武司 西澤豊陽子 長田淳 堅十萌子 中山福二 鈴木經夫
 石塚章夫 高木太郎 伊東結子 笠原徳之 立石雅彦 小出重義
 ＜東京＞藤岡毅 黒崎隆 岩田摩美子 秋野達彦 谷口朋子
 大瀧靖峰 清水建夫 田中省二 田門浩 渡辺昇一 児玉勇二
 檜尾わかな 池原毅和 杉浦ひとみ 関哉直人 川上愛 土佐一仁
 ＜神奈川＞徳田暁 菊地哲也 ＜新潟＞黒岩海映 ＜愛知＞
 吉江仁子 原山剛三 原山恵子 野田葉子 高森裕司 勝田浩司
 加藤悠史 妻明玉 中谷雄二 森弘典 田中伸明 鮎澤徹
 舟橋民江 船崎まみ ＜岐阜＞仲松正人 河合良房 杉島健二
 ＜福井＞島田広 ＜滋賀＞元永佐緒里 高橋陽一 竹下育男
 白木優 河野純子 古山力 北村美菜 日比野貴子 中村正哉
 ＜京都＞竹下義樹 舟木浩 佐野就平 民谷渉 浅井亮
 浅沼潤三郎 石側亮太 小林務 大杉光子 新谷正敏 新保英毅
 藤井豊 吉本晴樹 大河原壽貴 堀悠子 ＜和歌山＞山崎和友
 川本智代 上野正紀 阪本康文 堀江佳史 久保博之 南亜矢子
 長岡健太郎 ＜奈良＞佐々木育子 西村香苗 高橋和宏
 山崎靖子 北條正崇 皐月宏彰 無漏田恭生 ＜大阪＞池田直樹
 辻川圭乃 青木佳史 木下和茂 高橋昌子 江野尻正明 中井真雄
 小坂梨緑菜 井上雅人 芦田如子 松尾洋輔 高江俊名 小山操子
 雪田樹理 高田和加子 久岡英樹 笠原麻央 弘川欣絵 青木志帆
 ＜兵庫＞谷村慎介 福島健太 大槻倫子 佐々木伸 野上真由美
 杉浦健二 今西雄介 和田壮史 酒井浩 森川太一郎 福田大祐
 平野晃子 ＜岡山＞高木成和 土居幸徳 丹羽一裕 小堺義弘
 上田序子 呉裕麻 光成卓明 ＜広島＞石口俊一 前田剛志
 紅山綾香 滑川和也 池上忍 佐藤真奈美 井上明彦 神原多恵
 中島宏樹 ＜鳥取＞大田原俊輔 ＜山口＞田邊一隆 ＜福岡＞
 中村博則 角銅立身 荒牧啓一 梶島敏雅 登野城安俊 小山明輝
 高木健康 高木佳世子 後藤景子 塩澄哲也 立木豊地 最上次郎
 藤尾順司 吉村拓 橋英世 安部千春 星野圭 久保井撰
 荒木晋之介 ＜大分＞瀬戸久夫 ＜熊本＞東俊裕 ＜鹿児島＞
 増田博 ＜沖縄＞岡島実

【2010年1月7日 合計173名】

援法が、いかに障害者、家族、障害者福祉を支えてきた団体や事業者を苦しめてきたかということであり、障害者をはじめとする関係者が、法律が施行されても諦めることなく闘い続けたということであり、政権交代が行われることによって政治が、そして国が障害者の声をようやく受け止めることができたということです。

しかし、決して闘いは終わったわけではありません。今日においても、悪法である障害者自立支援法は残っていますし、障害者が望む障害者福祉を形にする新法はまだできていないからです。障害者とその関係者が弁護団と一体となって闘ってきたことによって、今日の情勢がもたらされたものであるとすれば、その教訓は今後も私たちが今までと同様にスクラムを組み、闘い続けることによって障害者が真に望む福祉制度が実現するという事です。基本合意文書が価値あるものと言える日は、障害のある人の権利条約の批准と新しい障害者福祉法が実現した時です。

基本合意に対してはさまざまな思いから消極的な意見もありましたが、最後まで原告と弁護団と勝利をめざす会が一体となって調印式にまでたどり着いたことに、弁護団長としてすべてのみなさんに敬意を表するとともに、感謝を申し上げ、私の総括とします。

大切にしてきたひとかたまり、 新たな峰もひとかたまりで

障害者自立支援法訴訟の勝利をめざす会 世話人 藤井 克徳

障害者自立支援法の違憲訴訟にひとつの区切りがつきました。裁判そのものは、第一次訴訟に踏み切ってから1年半余の期間でしたが、「自立支援法反対運動」全体からすれば足かけ6年間に及ぶ長き運動にあつての区切りということになります。形の上では「和解」ということになりましたが、その内実は限りなく勝訴に近いものです。和解に先立って国との間で交わした基本合意文書ならびに

要望書には、最大の争点だった「応益負担制度の廃止約束」を含めて原告の主張の真髓が盛り込まれました。

ここで、あらためて自立支援法の本質について確認しておきましょう。その上で、今般の「勝利的和解」を運動という視点からふり返り、合わせて、残された課題と新たな運動の方向性についても触れたいと思います。

まずは自立支援法の本質についてです。それは強大で巧妙な公費抑制装置以外の何ものでもありません。これとの裏返しになります。が、障害のとらえ方についても随分と後退させられました。つまり、障害を自身または家族の手で解決するようという「障害自己責任思想」がわが国の法律に初めて明記されたのです。少しずつ発展の方向で動き出していた障害者政策の歯車が一挙に逆回転を始めたようなもの、これが自立支援法の実相です。

次に、運動という視点から特徴点をふり返ってみます。3点に絞って記すことにします。1つ目は、＜絶対にあきらめない＞強靱で広範な自立支援法廃止運動全体に訴訟運動を位置づけてきたということです。象徴的なのは、東京の日比谷公園を舞台にしての、いわゆる「10・31フォーラム」であり（自立支援法が成立した2005年10月31日を忘れまいと、毎年10月31日もしくはその近辺の日に1万人前後が集結）、これに呼応しての全国規模でくり広げられた地方フォーラムも忘れてはなりません。訴訟が本格化したのと同時に結成された「障害者自立支援法訴訟の勝利をめざす会」も、こうした中央や地方での運動基盤があったからこそ、機動的な活動が展開できたのです。

2つ目は、「ひとかたまり」が大きな力になったということです。最後まで、71人の原告を中心に据えながら、173名の弁護団と全国規模でのめざす会が文字通り一体となって訴訟運動を押し進めてきました。激しい議論もあり、苦しい局面もありました。しかしながら目標を見失うことは一度たりともありませんでした。

3つ目は、司法の場で「勝利的和解」という決着を迎えたことです。国会や政府に対しては幾度となく働きかけてきた障害問題でしたが、集団訴訟という形で司法に対してジャッジメントを求めたの

■障害者自立支援法訴訟の勝利をめざす大阪の会

〒558-0011 大阪府住吉区荻田5-1-22-201

きょうされん大阪支部内

TEL 06-6697-9144 fax 06-6697-9059

メール osaka@kyosaren.or.jp

■障害者自立支援法訴訟の勝利をめざす兵庫の会

〒650-0016 神戸市中央区橋通1-1-2 兵庫障害者センター内

TEL 078-341-9544 fax 078-341-9545

メール mezasuhyogonokai@yahoo.co.jp

■障害者自立支援法訴訟の勝利をめざす奈良の会

〒630-8424 奈良市古市町529-4 きょうされん奈良支部内

TEL 080-1424-9315 fax 0742-63-6766

メール nara@kyosaren.or.jp

■障害者自立支援法訴訟の勝利をめざす和歌山の会

〒640-8323 和歌山市太田47-7

TEL 073-472-6731 fax 073-472-3177

メール fmsdy598@ybb.ne.jp

■障害者自立支援法訴訟の勝利をめざす岡山の会

〒703-8256 岡山市浜472 林友の会

TEL 086-272-2957 fax 086-273-9944

メール hamawww@po.harenet.ne.jp

■障害者自立支援法訴訟の勝利をめざす広島会の会

〒732-0052 広島市東区光町2-8-2

TEL 082-299-7061 fax 082-299-7065

メール h_kyosaren@yahoo.co.jp

■障害者自立支援法訴訟の勝利をめざす福岡の会

〒812-0022 福岡市博多区神屋町10-18

きょうされん福岡支部内

TEL 092-292-5591 fax 092-292-5592

メール kyosarenfukuokasibu@msn.com

《各地の障害者自立支援法訴訟の勝利をめざす会一覧》

■応益負担に反対する旭川連絡会

〒071-8132 旭川市末広2条13丁目6-17
(福) あかしあ労働福祉センター内
TEL 0166-57-0888 fax 0166-57-0808
メール akashia@cello.ocn.ne.jp

■障害者自立支援法訴訟の勝利をめざす岩手の会

〒023-0833 奥州市水沢区上姉体2-1-1 ひまわり園内
TEL 0197-26-4682 fax 0197-26-4685
メール himawari@catv-mic.ne.jp

■障害者自立支援法訴訟の勝利をめざす埼玉の会

〒330-8522 さいたま市浦和区大原3-10-1
埼玉県障害者交流センターきょうされん埼玉支部内
TEL 048-834-2430 fax 048-834-2465
メール saitama@kyosaren.or.jp

■障害者自立支援法訴訟の勝利をめざす東京の会

〒195-0062 町田市大蔵町122 赤い屋根内
TEL 042-736-6518 fax 042-736-6519
メール tkos_ksr@f5.dion.ne.jp

■障害者自立支援法訴訟の勝利をめざす愛知の会

〒456-0031 名古屋市熱田区神宮2-3-4 もやいビル3F
TEL 052-681-1180 fax 052-681-1190
メール aichi@kyosaren.or.jp

■障害者自立支援法訴訟の勝利をめざす滋賀の会

〒521-1311 蒲生郡安土町下豊浦5096-121
TEL 0748-46-5528 fax 0748-46-5529
メール kyosarenshigashibu@shiga.email.ne.jp

■障害者自立支援法訴訟の勝利をめざす京都の会

〒603-8324 京都市北区北野紅梅町85
TEL/fax 075-465-5451 メール info@fukushi-hiroba.com

はわが国の障害分野では初めてでした。本来の目的であった「自立支援法の廃止」という点で成果があったことは言うまでもありませんが、わが国の障害者運動史、社会保障史から見ても今般の違憲訴訟の取り組みはかけがえのないものがあります。

さて、ひとつの区切りを迎えた訴訟運動ですが、今後の焦点はいよいよ新法づくりに移ります。「めざす会」という略称は変わりませんが、今般の「勝利的和解」を機に、これまでの「障害者自立支援法訴訟の勝利をめざす会」は「障害者自立支援法の基本合意の完全実現をめざす会」へと改められました。私たちは、基本合意に基づく訴訟団と国との定期協議（検証会議）の推移をしかと見守り、そのための資金づくりを含めて運動の輪をさらに広げていきます。引き続き「ひとかたまり」を大切にしながら、新たな峰となる新法づくりに向かって歴史的な歩みを重ねていこうではありませんか。

▼2010年1月7日の原告・めざす会・弁護団の真に迫る全体討議



インターネットがこころをつないだ

障害者自立支援訴訟の勝利をめざす会

事務局・情報担当 藺部 英夫 (〇_)

さまざまな人をつなぐため、電子メールやホームページなどインターネットもフルに活用されました。時空間だけでなく、見えない人や聴こえない人、移動や言葉に困難がある人などなど障害種別をこえて内外に情報を共有し発信しました。情報の速報性は全国で展開している運動の気持ちを一つにして、みんなの気持ちを盛り上げました。

電子メール「勝利をめざす会ニュース」は108号が昼深夜を問わずハイペースで発行され、1,000人近い受信者は、次は発信者となり、情報はパソコンからパソコンに飛びまわり、人と人との無数の結びあいを強めました。

また、「勝利をめざす会ホームページ」も電子メールとタイアップしながら充実し、会外への情報発信とともに、貴重な記録の役割も果たしました。

アドレス <http://www.normanet.ne.jp/~ictjd/suit/>



◎ よびかけ メールにニュース掲載 新聞紙面 裁判官の解説 リンク集

「障害者自立支援法」は、「障害」があることによる社会的な権利を「自己決定」に必要サービスに「応給」義務を課します。「障害」があることは本人の責任でなく、地域で暮らす権利です。はたして「社会」に参加したい、その権利を保障し、必要なサービスを受けたい、それを保障する法律であるべきではないでしょうか。

私たちは、この自立支援法の権利の考え方をどうして「自己決定」に必要サービスに「応給」義務を課する法律に転換させるのか、その権利を保障する法律であるべきではないでしょうか。

私たちは、この自立支援法の権利の考え方をどうして「自己決定」に必要サービスに「応給」義務を課する法律に転換させるのか、その権利を保障する法律であるべきではないでしょうか。

◎ 原告のお願い

●東京 第一区立小児科病院入居訴訟 ●東京 清水博士さん ●京都 京都府みこさん、甘日前博士さん

●東京 中野区立小児科病院入居訴訟 ●東京 小児科病院入居訴訟 ●東京 小児科病院入居訴訟

●埼玉 五ヶ丘地区 ●東京 大田区 ●東京 大田区 ●東京 大田区

●大阪 大阪市 ●大阪 大阪市 ●大阪 大阪市 ●大阪 大阪市

●広島 広島市 ●広島 広島市 ●広島 広島市 ●広島 広島市

各地の原告一覧 地方自治体関係者一覧

◎ ニュース

● 4. 21 東京ファイナル 終わりは始まり! 新めざす会結成集会+第1回検証会議 開催へ

埼玉、奈良、和歌山、京都、愛知、滋賀、兵庫、広島と各地で勝利の報告が続いています。4月21日には東京で勝利の報告が、そして、障害者自立支援訴訟の原告の完全勝利をめざす会(新めざす会)結成集会、第1回検証会議が開催されます。この勝利の報告は2010年4月21日に始まり、新し(始まり)ます。

● 3月24日さいたま市で勝利の報告が成立

裁判官が和解を促して基本合意文書全文読み上げ、和解!

原告側でこの報告は、原告の勝利である。この勝利は、原告の勝利である。この勝利は、原告の勝利である。



写真: TBS

● 1月12日 第1回「障害者自立支援法改正推進会議」が開催、急ピッチで検討す

福地大臣、山井厚生労働大臣が基本合意を強調! 原告も多数参加



推進会議の様子。17日「障害者自立支援法改正推進会議」会場をのぞいて

● 2010年1月7日 国と基本合意文書を調印! 歴史的一歩!

● 原告・弁護団・権利をめざす会 東京(Word) ●



● 国調印あいさつをする下野副総理大臣

会場となった厚生労働省には、全国を駆け巡る原告や弁護団、勝利をめざす会メンバーが詰め寄り、勝利を祝いました。

国調印は17時00分から18時45分まで行われました。

長官(厚生労働大臣)は、「障害者の権利を保障(国調印)は、今日を新たな出発点として、障害者の権利の保障を徹底し、新しい制度をつくらなければならない。そのためにできる限りの努力をします。」と述べました。



● 基本合意文書 Word版 PDF版 国調印説明(Word) ● 国調印説明(Word)

● 基本合意文書 Word版 PDF版 国調印説明(Word) ● 国調印説明(Word)

● 原告側(国調印) 国調印説明(Word) ● 国調印説明(Word)

● 原告側(国調印) 国調印説明(Word) ● 国調印説明(Word)

● 原告側(国調印) 国調印説明(Word) ● 国調印説明(Word)

● 原告側(国調印) 国調印説明(Word) ● 国調印説明(Word)

● 原告側(国調印) 国調印説明(Word) ● 国調印説明(Word)

● 原告側(国調印) 国調印説明(Word) ● 国調印説明(Word)

● 原告側(国調印) 国調印説明(Word) ● 国調印説明(Word)

● 原告側(国調印) 国調印説明(Word) ● 国調印説明(Word)

● 原告側(国調印) 国調印説明(Word) ● 国調印説明(Word)

● 原告側(国調印) 国調印説明(Word) ● 国調印説明(Word)

● 原告側(国調印) 国調印説明(Word) ● 国調印説明(Word)

立場で、慎重審議を唱えて運動をしてきました。

そして法律が強行成立させられると、私たちが懸念していたことが、まさに現実のものとなってしまいました。在宅の場合、月額最高で37,200円を負担しなければならなくなりました。年金額はそのままです。また、福祉工場や授産施設などで働く人たちにも「利用料」が課せられることになり、給料より利用料の方が高くなってしまふ人が多くなり、働く意味まで変えてしまうものです。働く場に通う意味が全く失われてしまった人も増えてしまいました。

JDやDPI日本会議、全日本ろうあ連盟などが協力して、2006年、日比谷で「10.31大フォーラム」を開催しました。全国から約1万5千人の障害者、家族、関係者が集まり、「このままだと本当に生活が立ちいかなくなる」ことを強く訴えました。集会のあと国会に向けて、また都内のオフィス街の市民に理解を求め、長時間にわたりデモ行進を行いました。翌年も「10.30大フォーラム」を行うとともに各地でも多くの集会を開催しました。

障害分野史上、最大と言われたこの大きな運動の勢いと流れは、政府や国会を動かし、特別軽減措置(2008年度予算での対策)という結果に結びついていきました。しかし「応益負担」という法律はそのまま、暫定措置という形で行われています。

「障害者自立支援法」施行以前には、障害が重く、1日24時間の介助保障を受けて地域生活を営んでいた人もいました。しかし今は、自治体負担が大きくなる関係から、介助サービスの時間数を減らされてしまったという例も少なくありません(例えば夜中については「巡回サービス」を受けなさい、などとする例)。

「障害者自立支援法」は、その名前とは裏腹で、まさに、障害者の自立を阻害する法律・政策として生き続けています。また、この背景には、市場万能主義の導入による構造改革、「三位一体」改革や、介護保険制度との統合化議論があることも見逃せません。

■ 立ち上がった障害者たち

「障害者自立支援法」の利用負担額の決定や、サービス支給量の個々の厳しい決定は、障害のある人たちの生活を直撃しています。そうしたなか、2008年に入り、さらなる減免措置がとられることになりました。しかし、障害のある人にとって、月額1,500円は、とても大きな額なのです。その上、自立支援医療や補装具の応益負担、給食費の実費負担もかさんでいきます。生活保護を受けずに、年金手当を中心に生活を工夫しながら組み立て

☆口下手な自分だけど、自分の思いを裁判でしっかり言って歴史的な和解ができてよかった。
埼玉 石井 学

☆和解ができてほっとしているが、僕たちが主張している課題はまだまだ解決していないので、「かわせみ」にきてほしい。
埼玉 村田 勇

☆3月24日に埼玉は和解が成立しましたが、みんなで障害者の思いや気持ちを運動を通して伝えていかなければいけないと思いました。
埼玉 高沢直樹<補佐人 高沢定子>

☆くらしやすい新法を求めてこれからが正念場、さあ、がんばろう！
埼玉 柳沢 民<補佐人 柳沢加代子>

☆扉が開かれた新法が、みんなのところに「1000日」かけてやって来る
埼玉 林 政臣<補佐人 林たみ子>

☆これからが本当の運動のスタートです。みんなでがんばるぞ！
埼玉 五十嵐 良

☆基本合意書で示した「収入認定は障害児者本人だけで認定」を一日も早く実現し、家族介護依存を前提にした日本の障害者福祉制度を根本的に転換させる一步を勝ち取るために引き続き頑張りたいと思います。
東京 家平 悟

☆ゆめをかなえる法律で、すてきな大人になりたいな。
東京 藤岡駿人

☆未来を拓いた訴訟の勝利
東京 藤岡 毅

訴訟の周辺の展開—障害者の司法アクセスなど—

さいたま弁護士主任 弁護士 柴野 和善

1 障害者は、裁判で訴えることもできない？

障害者自立支援法違憲訴訟を提起した全国の裁判所のなかで、原告に障害があることで「訴訟能力」がない、つまり「障害者だから裁判が起こせないのでは？」と問われたところが、いくつかありました。

利用料の負担の取消を求める裁判でした。原告の名前で利用契約を結び、原告宛に利用者負担の通知を出し、原告の行政不服審査を行い、原告宛に却下決定しています。なのに、原告がこれについて裁判をしたら、「あなたには裁判はできない」って、いったいどういうことでしょう。

意思を表現するのが困難な障害者でも、その権利を守る裁判ができることの大切さ、それは、杓子定規に「成年後見制度を利用しない」ということでは現実には守られたことにならない、そうした大きな問題をこの裁判は浮き彫りにしました。

滋賀では、特別代理人という制度を用いて対応したと聞いています。これは、その裁判についてだけ、特別に原告1人につき1人の代理人（弁護士）として認める制度です。訴状を見ても全国の弁護士団が存在することは明らかですから、その特別代理人が全国弁護士団に委任してもよさそうです。ところが、この裁判のために原告1人につき1人の弁護士を特別代理人にしたので、その人の弁護士は1人だけという杓子定規な理屈で、他の全国弁護士団全員が辞任するという摩訶不思議なことになってしまいました。

選挙の1票ですら投票できないこともある障害者が、自分の権利を守るための人権の砦である司法の府にアクセスできないことは、障害者の人権そのものにかかわる問題です。本人の権利擁護のためのルールのはずが、権利行使を阻害することにならないよう重要な課題であることを、この裁判であらためて認識しました。

ません。新たな総合福祉法制の検討は、主として推進会議や部会に託していくこととなりますが、速やかな応益負担廃止のための制度改革や予算措置、そして基本合意文書に示された方向性と各検討課題への対応が誠実に実行されているかを確認していく場が設けられました。定期協議という表現になっており、その協議の場には原告71名全員に参加資格があり、弁護団、「実現をめざす会*」のメンバーも参加できることになっています。

8 基本合意を実現するための力は何か

基本合意文書は、このように素晴らしい歴史的な文書となりました。これは原告らだけのものではなく、障害福祉に思いを持つ全ての関係者の共有財産です。基本合意文書の内容を各地で学習し、行政提言や権利闘争に大いに活用することが期待されます。

そして、これからが本番です。今後の推進会議や部会でしっかりした検討がなされるためには、この基本合意文書の示した道筋をもとに、各地域での新法作りのための運動を旺盛に展開することがなによりも重要です。これから、原告らは、訴訟運動の次に来る新たなステージの運動と闘いを、全国の障害者や家族とともに各地域で強めていきます。

*：「障害者自立支援法訴訟の基本合意の完全実現をめざす会」

(旧 障害者自立支援法訴訟の勝利をめざす会)

△基本合意文書についての詳細な解説は、「訴訟勝利＝障害者自立支援法「憲法違反の証し」合意文書獲得！」(藤岡毅弁護士、賃金と社会保障 2010・1508号)をぜひお読みください。

☆重荷がなくなり、すっきりしました。
東京 我妻孝二<補佐人 我妻トシ子>

☆和解の日を迎えられて、本当に運動してよかったと思っています。
東京 深山一郎 <補佐人 深山ヨシエ>

☆娘の直子に後押しされてやり遂げました。
東京 深沢直子<補佐人 深沢智子>

☆裁判にはTV局が来てくれて良かったです。これからはお仕事
事を休まず頑張りたいです。お給料をためてきょうされん
全国大会にいきたいです。
愛知 坂野和彦

☆和解を迎えましたが、親兄弟がいなくても、一人になっても
安心して暮らせるようにしてほしいと思います。
滋賀 中谷茂彰

☆私たちの願いがかなう新制度になりますように
滋賀 谷口真規<補佐人 谷口裕美>

☆応援ありがとうございました。これからは、よい制度を作っ
てください。
滋賀 森平和也

☆ありがとうございます。私らしい暮らしができるよう、これ
からもよろしく願います。
滋賀 橋田直子

☆これからが本番です。がんばりましょう。オー!!
滋賀 宇都宮真輔<補佐人 宇都宮かおり>

あか えがお げん き ひとみ だれ びょうどう あたら ふくし
☆明るい笑顔 元気な瞳 誰もが平等な 新しい福祉
し が みやもとこうじ ほ きにん みやもとふさこ
滋賀 宮本晃嗣<補佐人 宮本房子>

げんこく よ べんきょう しんぽう む がん ば
☆原告になって良い勉強 新法に向けて頑張るぞ！
し が まきむら とおる ほ きにん まきむら ま さ み
滋賀 牧村 徹<補佐人 牧村眞瑛実>

しょうがいしゃ ほうりつ
☆障害者のためになり、わかりやすい法律を！
し が たきもとやすこ
滋賀 瀧本靖子

そしょう わかい しんぽう
☆訴訟が和解してよかったです。これから新法づくり、みんな
でがんばりましょう。 きょうと くりやま たつや
京都 栗山達也

しゃかいふくし し さくてんかん て が つく うんどう くわ
☆社会福祉施策転換の手掛かりを作った運動に加われたことを
ほこ おも お あら はじ
誇りに思います。終わりは新たなたたかいの始まりです。
きょうと いのうえきちろう
京都 井上吉郎

わたし みかた き ぽう しんぽう
☆私たちの味方となる希望ある新法をつくりましょう。
きょうと なかがわみちよ
京都 中川道代

さいばん はや お り
☆裁判がこんなに早く終われてとてもうれしいです。ぼくの利
ようりょう な かげ
用料は無くなりました。これはみんなのお陰です。どうもあ
りがとうございました。 きょうと はつか いわひろ き
京都 廿日岩博樹

さいばん はや お おも
☆裁判がこんなに早く終わるとは思わなかったです。
きょうと おおつかず え
京都 大塚一恵

わかい あたら ほうりつ はや
☆和解になってうれしい。でも、これから新しい法律を早くつ
くりたい！ きょうと ひろせ こ
京都 廣瀬ゆみ子

たことにより、推進会議として、少なくともこの6点についての改
革が必要という方向性が示されています。今後、定期協議などを通
じて、6つの課題が改革に向け十分検討、対応されていくかを検証
していくことになります。

もう一つの大きな意義は、「現行の介護保険制度との統合を前提
とはしない」ことが明記されたことです。自立支援法における応益
負担導入には、1割負担を原則とする介護保険制度との統合を視野
に入れた動きが背景にありました。基本合意文書において、新しい
制度は介護保険との統合を前提としないという出発点を約束させた
ことは応益負担の仕組みを否定する宣言として極めて重要です。

6 合意文書第四項

●当面の利用者負担無償化措置、応益負担廃止への第一歩

第一項で約束した「速やか」な応益負担制度廃止に向け、最初の
具体的な対応として、平成22(2010)年4月から、低所得（市町村民
税非課税）の障害者等について障害福祉サービスおよび補装具に係
る利用者負担は無料となりました。これまで軽減措置の対象外と
なっていなかった入所施設利用者やグループホーム、ケアホームの
利用者についても対象となりました。しかもこれは新たな利用者負
担制度が確立されるまでの間、継続することが約束されています。
まずは応益負担廃止への第一歩を切り拓きました。

しかしながら、予算措置の不十分さから「自立支援医療」の無償
化は先送りされました。そこで基本合意文書には「当面の重要な課
題」と明記させ、引き続き緊急の課題として国に実現のため最大の
努力を図ることを約束させました。また、移動支援などの地域生活
自立支援事業の無償化も、各市町村に決定権限があるとはいえ国が
予算措置をとるなどの援助をして実現をはかるべきであり、同様に
重要な課題になります。

7 合意文書第五項

●基本合意を守らせるための定期協議での検証！

基本合意文書は、原告らと国が合意し調印しておしまいであり

主張に理解を示したものです。今後、これと同じような違憲の可能性のある制度は導入しない、という再発防止に繋がる重要な確認になりました。

2項では、国が障害者の人間としての尊厳を深く傷つけたことを認める、としたことが極めて重要です。これは国が憲法13条の個人の尊厳保障に反したことを正面から認めたに等しいのです。そして、国は、当事者不在で、実態調査もせず、拙速に自立支援法を制定し、応益負担制度を導入したことにつき、障害者と家族全体に対し、心から反省の意を表明し、その反省を踏まえ今後の施策を進めていくことを誓いました。もちろんこの趣旨からすれば、反省ではなく「謝罪」と表現すべきものでしたが、国側に障害者全体への法的責任等の懸念があり、ぎりぎりの折衝の末、「反省」の表現にとどまりました。とはいえ、ここには実質的な謝罪の意と再発防止の確認の趣旨が込められているはずですから、国の反省が本当かどうか今後の国の姿勢を通じてこれを検証していくことが大切です。

3項は、2項の「反省」に基づく今後の新たな総合的福祉法制の検討についての方向性を示しています。今後の新法の制度設計は、「障がい者制度改革推進本部」の下、当事者参画を中心とする推進会議や「総合福祉部会」で行うことになりました。ここで、国に、その検討にあたって原告らの「要望書」を十分考慮しなければならないことを約束させました。全国の障害者の意見や実態を十分に踏まえ、幅広く検討するべきですが、2項の反省に立った再発防止を前提とした上で、原告らが訴訟を通じ明らかにしてきた障害福祉施策の問題性を十分検討することが約束されているのです。

5 合意文書第三項

●新法制定における検討課題の提示と介護保険制度との統合否定

第三項では、推進会議や部会における新法制定の議論においては、原告らが訴訟を通じて明らかにしてきた利用者負担の課題（実費負担を含む）や支給量の重要課題6点を、十分に検討し対応していくことが約束されました。国は当初、推進会議で「白紙で議論していただく」としていましたが、推進会議発足前に、この点を約束させ

さいばん よろおそ はなし き しよめい ちから
☆裁判は夜遅くまで話を聞いたり、署名をしたり、みんなの力
でがんばってきました。和解されてうれしいけど、心配です。
きょうと でぐちあきとり
京都 出口朝鳥

こん ご しょうがいしゃふくし し さく けんぽうとう き ほんてきじんけん こう し
☆今後の障害者福祉施策を憲法等にもとづく基本的人権の行使
の支援にあることで合意しましたが、このことが守られるよ
うにしっかりと見守り、国が誠実に責任を果たすよう、私た
ちの運動を強めましょう。
きょうと いなづ ます ほ さ にん いなづきよひで
京都 稲継 学<補佐人 稲継清秀>

さいばん お き わたし き らく
☆「裁判は終わり」と聞いて、私は気が楽になりました。
きょうと た なか とおる
京都 田中 亨

わる し だい やくそく まも しやう
☆悪い時代にもどさぬために、ぜったい約束を守らせるぞ。障
害者が、なじんだ地域で暮らせるまちづくりを。差別なき町
にしていきたい。
な ら こ やま ふ じ お
奈良 小山富士夫

ぜんこく なか ま いっしょ さいばん さんか ほこ
☆全国の仲間たちと一緒にこの裁判に参加できたことを誇りに
おもいます。
おおさか まつ だ よしひろ
大阪 松田好弘

わたし い とうきやう
☆私はいろんなところに行ってがんばってきました。東京に
行って意見も言ってきました。鳩山総理大臣、自立支援法を
廃止してください。もっと給料を上げてください。
おおさか おお え はる き
大阪 大江晴樹

だれ ふつう く おおさか とが き く よ
☆誰もがみんなで普通の暮らし
大阪 梶 紀久代

しんせい ど がんば おおさか はら だ いさお
☆新制度にむけて頑張りたい
大阪 原田 勲

☆介護保険優先、原則廃止で基本合意。原告に参加してよかった！
かい こ ほ けんゆうせん げんそくはいし き ほんこう い げんこく さん か
おおさか かなざわゆう こ
大阪 金澤柚子

☆自立に向かって一歩前進！これからが正念場 和解はゴールではありません。親亡き後、安心して暮らせる新法づくりに声をあげてゆきましょう。
じ りつ む いっ ぽ ぜんしん しゅうねん ば わかい
おや な あと あんしん く しんぽう
おおさか おおしまてつろう
大阪 岡島哲朗

☆どんなに重度でも社会の中で！家族もそれぞれの人生を！
じゅうど しゃかい なか か ぞく じんせい
おおさか ひだか もえ ほ さ にん ひだか
大阪 氷高 萌<補佐人 氷高てる子>

☆少し気が楽になりました。これから先の生活を安心してグループホームでみんなと一緒に生活しながら作業所に通えますように。新しい法律で権利を保障してください。
すこ き らく さき せいかつ あんしん
いっしょ せいかつ さぎょうしょ かよ
あた ほうりつ けん り ほ しょう
おおさか てらもとよう こ ほ さ にん てらもとゆう こ
大阪 寺本容子<補佐人 寺本夕子>

☆一刻も早く障がい者が安心して、生活できる新法を作ってください。
いっこく ばや しょう しゃ あんしん せいかつ しんぽう つく
おおさか ほりぐちかつ み
大阪 堀口克巳

☆移動支援の時間制限撤廃を
い どう し えん じ かんせいげんてつぱい おおさか つち や く み こ
大阪 土屋久美子

☆新しい制度、正しい制度を望みます。
あた せい ど ただ せい ど のぞ おおさか い もと その こ
大阪 井本園子

☆大切なのは今後のこと すばらしい新法になることを
たいせつ こん こ しんぽう
りょう こ そ ね かず え ほ さ にん そ ね けい こ
兵庫 曾根一恵<補佐人 曾根敬子>

☆応益負担の完全撤廃と世界に誇れる制度をめざしてがんばりましょう。
おうえき ふ たん かんぜんてつぱい せ かい ほ こ せい ど
りょう こ いしくらりょう た ほ さ にん いしくらじゅん こ
兵庫 石倉良太<補佐人 石倉旬子>

は、最高裁違憲判決を取ったに比肩する成果です。廃止まで期間がありますが、拙速な議論への反省と当事者参画による制度設計ということを考えると十分な時間を取ることも必要です。これを受け、推進会議での議論を踏まえ「総合福祉部会」での検討が始まっています。

一方、応益負担制度については、上記期限まで待つのではなく、「速やか」な廃止を約束しています。新法実施や推進会議や「部会」の審議結果を待つまでもなく、国は、現行法の下でも実施可能な制度改正と予算措置をとることによって、1日も早く応益負担制度をなくすことが求められています。今後の定期協議では、この点についての国の取り組み如何が焦眉の課題になります。

3 合意文書第一項 その2

●「基本的人権行使の支援」が新たな理念に！

第一項では、さらに今後の新たな総合福祉法制の理念として、「障害福祉実施の充実は、憲法上の基本的人権の行使を支援するものであること」が明確にされました。一見当然のように思われるかもしれませんが、以前から国は、「障害福祉は政策問題なので時の政府の政策上の裁量に委ねるもの」として、障害福祉が憲法に基づくものであるとか、基本的人権の行使であることを認めたことはありませんでした。今回の確認で、今後の国や地方自治体における政策形成においても、また、障害者運動や個別の権利救済・訴訟の場面の基本となる理念であり、大いに活用が期待される極めて重要な確認です。

4 合意文書第二項

●国は自立支援法制定をどう総括し、再発防止を約束したのか

第二項では、自立支援法を導入したことについて、国として同じ過ちを繰り返さないための総括と反省を明確にしています。

1項で、国は、自立支援法が憲法13、14、25条等に違反しているとして提訴した原告らの思いに共感し、これを真摯に受け止めました。国が、司法判断を受けるまでもなく、違憲であるとの原告らの

基本合意文書を読む！

大阪弁護士 弁護士 青木 佳史

*基本合意文書（32～35頁）の合意内容について、その意義の解説をしていきます。

1 合意文書の性格

この基本合意文書は、原告71名と国との合意を確認した公文書です。国の公文書ですから、単なる時の政権の政策方針ではなく、国が自らを拘束した文書です。文書での「国（厚生労働省）」の表記は、国が責任主体であり、厚生労働省は、その主たる所管省庁であることを示すものです。総合的な福祉法制の確立のためには省庁を超えた制度整備が必要です。今後、障がい者制度改革推進本部を所管する内閣府や、必要な予算措置を所管する財務省なども、この基本合意実現のため義務を果たしていくことになります。

全国14の各地裁の和解では、訴訟上の和解の形で、この基本合意文書の内容全ての確認がなされました。これにより、被告国と自治体は、原告らに対し、司法上の合意として基本合意文書の内容を確認したことになります。万が一、国が合意内容を守らなかった場合、和解条項違反として国の責任を追及することも考えられます。

2 合意文書第一項 その1

● 応益負担、障害者自立支援法の廃止を確約！

さて合意内容を見ていきましょう。まず、第一項において、応益負担の「速やか」な廃止、および、平成25（2013）年8月までに、自立支援法自体の廃止と新法の実施を約束しました。まさにこの訴訟の「勝利の証し」です。公文書において期限を定めた約束をした以上、国としては必ずそれまでに新しい法制を「実施」（根拠法律の制定だけでなく施行です）しなければなりません。違憲だと訴えた法律の廃止と新法実施を約束させる合意を文書で獲得したこと

もとげんこく いのち もとげんこくだん けっそくりよく せ かい いち
☆元原告は命がけ、元原告団の結束力は世界一

りょうご もち だしんた
兵庫 餅田俊太

せい ふ こう い し がつ ふ たん がく いっ ぽ ぜんしん
☆政府と合意ができ、4月から負担額がゼロになり、一歩前進
と喜んでます。日本の法律は、障害者を置き去りにしたも
のばかりなのが残念です。
りょうご くるまだに み え こ
兵庫 車谷美枝子

がいしゅつ ち いきせいかつ し えん じ ぎょう くに せい ど
☆外出もしたい。地域生活支援事業は国の制度に
りょうご た なかたけ し ほ さ にん た なかまさ こ
兵庫 田中猛志<補佐人 田中昌子>

とうきょう しゅうかんてい ほとやましゅう あ わたし にっ き よ いただ
☆東京の首相官邸で鳩山首相にお会いして私の日記を読んで頂
きました。こんなことはないので感激致しました。
りょうご わだ しず え
兵庫 和田静栄

だい に じ そしゅう はや いちねん さいばん わ かい
☆第2次訴訟から早かったこの1年でした。裁判は和解という
ことになりましたがこれからの運動が大切であると認識して
います。原告になりこれまで知らなかった方たちと知り合い
になりよかったと思いました。視覚障害以外のことが何もわ
かってなかったことに気づかされた1年でもありました。今、
私ども夫婦は、地域であたりまえに暮らせる社会へのスター
ラインに立った気持ちです。多くの方たちのご支援に感謝
いたします。
りょうご いまいずみかつ じ はつ こ
兵庫 今泉勝次、初子

き ぼう も せいかつ しんぽう つく あ
☆希望を持って生活できる新法を作り上げよう！
りょうご よしもとはる な ほ き にん よしもとひろ こ
兵庫 吉本春菜<補佐人 吉本裕子>

もんだい むりょう か し きゅうりょう じ かんきゅう ふ し つ はじ
☆問題は無料化よりも支給量…『時間給付で締め付けが始まっ
ている』
りょうご よし だ じゅん じ
兵庫 吉田淳治

☆気がかりは積み残された支給量 兵庫 吉田しずこ

☆新たな一歩となりました。新法がどのようなものなのか？
希望と不安でいっぱいです。 兵庫 長野小波

* 入院中の、兵庫 山田知哉さんへの応援メッセージです。
一日も早く元気に！！そして新法づくりと一緒に！！待つ
てます◎

☆応益負担=受益者負担を社会福祉へ持ち込ませない国民世論
をおおきく巻き起こそう。 岡山 清水 博

☆基本合意に笑顔。さらなる運動を 和歌山 おおたにまさゆき
大谷真之

☆我々の団結がもたらした結果です。引き続き新法へ！
広島 秋保和徳

☆これからの 運動ささえる 基本合意書 広島 秋保喜美子

☆合意書を 守るか国を 監視する 広島 もりおかやす お
森岡靖夫

☆明るい未来を勝ち取るぞ、日本よ早く福祉大国になれ。
福岡 ひらしまりゅう ま
平島龍磨

☆今からがスタートだ。 福岡 やましたひろゆき
山下裕幸

☆これから一生かけて、障害者を差別しない地域を作っていく
ぞと決意しています。

福岡 しきしまよしずみ ほ さ にん しきしまあつ こ
敷島祐篤<補佐人 敷島篤子>

4 当事者参加と検証

(1) 利用者負担を理由に退所していった利用者の実態調査

厚生労働省の2007年2月21日公表の自立支援法の利用者負担により退所利用抑制を強いられた人の調査結果があります。その結果によれば、利用者負担を理由に退所した人が1625名認められるにも関わらず、これについて何らの救済をしていないことは国が非難されて然るべきことです。

これらの人の実態調査をすみやかにに行い必要な支援を行い、その権利と生活の安定を復活させてください。

(2) 新法制定過程の障害当事者の参画

新法制定過程の障害当事者の参画においては、障害当事者はもちろんのこと、最重度の障害者など意向を表現することが難しい人についても、その意向を反映できる関係者が参画することを望みます。

(3) 新法制定過程での私たちの参画

「障がい者制度改革推進本部改革推進会議」の下での自立支援法に替わる総合的な法制度を議論するための「専門部会」に私たち訴訟団が推薦する者を選任して下さい。

(4) 検証会議の立ち上げ

自立支援法に関し「なぜ誤った法律が制定されたのか」を調査確認するための「検証会議」を設けて真相を解明して下さい。二度と同じ過ちを繰り返さないために不可欠です。

以上

なお、「障害者自立支援法訴訟団」とは

① 原告団 ② 弁護団 ③ 「障害者自立支援法訴訟の勝利をめざす会」の3者で構成されます。

①は 障害者自立支援法違憲訴訟を福岡、広島、岡山、神戸、京都、大阪、和歌山、奈良、滋賀、名古屋、東京、さいたま、盛岡、旭川の14地方裁判所に提起している原告70名(厳密には東京地裁での損害賠償請求訴訟を提起している障害児の父親1名を加えると71名)を指します。

②は上記訴訟の原告訴訟代理人団170余名です。

③は上記訴訟支援団体であり、詳細はHP「<http://www.normanet.ne.jp/ictjd/suit/>」にて公開しております。

税世帯においても、法の下の平等に反しない利用者負担が緊急に検討されるべきです。

また、利用者負担について、次の要望をします。

- ・ 自立支援医療補そう具の自己負担について、無償として下さい。
- ・ 子どもの権利条約第23条第3項に基づき、障害児の支援は無償として下さい。
- ・ 児童福祉法における応益負担を直ちに廃止してください。
- ・ 「働きに行くのになぜ利用料を取られるのか」との声を真摯に受け止め、就労支援施策においては無償として下さい。

(2) 収入認定の見直し

「利用者負担」の収入認定において、障害者年金、障害者手当等、就労就労支援による所得、工賃等は全て除外して下さい。

3 緊急課題

(1) 実費自己負担の廃止

厚生労働省が新政権下において2009年11月に実施した実態調査でも、自立支援法導入に伴い「食費・光熱水費」等の実費の負担が障害者の生活を苦しめた事実が確認できます。

新法制定においてはもちろん、新法制定前の政省令改正等の暫定措置により、「食費・人件費等のホテルコスト」名目の自立支援法の福祉施設及び児童福祉法に基づく障害児者施設での実費自己負担を緊急に廃止して下さい。

(2) 報酬支払い

自立支援法の日払い制度が福祉を破壊したとの原告らの声を真摯に受け止め、事業所報酬の支払いを原則月払いに早急に戻して下さい。

(3) 就労移行支援の期限の廃止

就労移行支援が2年間の期限付き支援であるため、期間内に就労出来なかった利用者の行き場がない現実があり、「自立」を阻害しています。直ちに就労移行支援の期限を撤廃して下さい。

(4) 地域生活支援事業の地域間格差の解消

地域生活支援事業は、自立支援法上市町村・都道府県が行うものとされているため、事業の質量・負担の程度について、大きな地域間格差があるのが実情です。この地域間格差を解消し、自己負担を廃止するために、根本的な制度的・財政的な改革を行ってください。

訴訟に至る経過とあゆみ、そして、おもい

全国弁護士事務局長 弁護士 藤岡 毅

1. 訴訟運動の準備期間

この訴訟運動は、2006年12月18日の第1回開催以来、全体方針を討議、確認する「全体会議」と「障害者自立支援法110番」のメーリングリストでの情報共有を基本として推進されてきました。

「全体会議」とは、障害者自立支援法訴訟の勝利をめざす会（略称：めざす会）、弁護士、原告も参加できる合同会議であり、以下の経過のとおり開催されてきました。

全体会議は中央レベルですが、地方では地方の弁護士・めざす会合同会議、弁護士会議などの会合が数えきれないほど多く実施されました。

[2006年]

① 12月18日 全体会議 *以下、○で囲んだ数字が全体会議回数

自立支援法が施行されてしまった2006年の年末、負担軽減のための特別対策実施に国を追い込んだ運動の力強さが発揮された半面、応益負担を許してしまった現実の前に、本音では、国会で通ってしまった以上、仕方がないのかという諦めムード、重苦しい空気があったことは否めません。

そのような空気の中でも、少なくない障害者、家族が命を絶つまで追い込まれた屈辱を胸に刻み、決して諦めることなく、裁判に打って出ても、「おかしいことはおかしい」と言い続けるという決意をもった障害者団体のトップたちが、「障害と人権全国弁護士ネット」の代表を務め障害者団体の役員も担っている竹下義樹弁護士に、問題の相談を持ち込みました。

一番初め「自立支援法懇談会」という名称で会議がもたれた席に、私は障害者福祉に関する行政訴訟を実践してきた弁護士としてゲストスピーカーとして呼ばれました。その頃私は上記ネットの会員でありませんでした。

見ない裁判を起こす、責任の重さに身震いする思いがしました。とくに当時本格的にこの訴訟の弁護団をやる決意をもつ弁護士は、竹下さんは別として、大阪の辻川さんと私を除けば、ほんの数人という（青木さんもはっきりせず、柴野さんにも打診したばかりで未知数）、こんな現状で全国的な大運動が出来るはずもなく、それからは背負った立場の大きさに夜も眠れないような毎日が続きました。

そのような中、この訴訟運動に見合う歴史に残る障害者運動の全精力を傾け本格的な訴状を作ろうと、関係者が分担して訴状を作っていました。全国に訴訟運動を展開するための共通テキストの意味もありました。

大勢の力が結集して類例のない、ド迫力の訴状が完成しました。法律家プロ筋には低い評価もあるかもしれませんが、私は歴史に残る訴状であると確信しております。

⑬ 5月27日 全体会議

6月 一斉免除申請

○ 6月4日、朝日新聞 大阪版が一面トップ報道

この報道で、運動がようやく水面から顔を出した感じでした。

⑭ 6月23日 全体会議

7月～8月 全国一斉行政不服審査

○ 7月15日 東京地裁司法クラブで会見 朝日、毎日等報道

⑮ 7月23日 全体会議

○ 8月8日 第1回全国弁護団会議（於：大阪）

⑯ 9月19日 全体会議

○ 9月27日 第2回全国弁護団会議（於：大阪）

⑰ 10月22日 全体会議

3. 全国一斉提訴！ 全国の法廷で感動の意見陳述

10月31日 全国8カ所の地裁で第一次一斉提訴 原告30名

○ 11月29日 第3回全国弁護団会議（於：大阪）

⑱ 12月2日 全体会議

あたら せいで つく
新しい制度を作っていきます。

これからの制度は、この反省を大事にして、原告のみなさんから寄せられた要望書を受け止め、「障がい者制度改革推進本部」というところで、障害者ご本人が十分に参加した会議で、よく実態と意見をきいて決めます。

3 裁判では、利用者負担のおかしいところや、サービスを月に受けることのできる量が、地域によって削られたりする問題など、障害者自立支援法のいろいろな問題点も明らかにしてきたので、そこを十分に考えて、新しい制度を作っていくように、「障がい者制度改革推進本部」でよく検討し対応するようにします。

4 障害者自立支援法を廃止する3年半の間も、応益負担制度をなるべく早くなくすため、今年4月からは、税金が非課税の人は、福祉サービスと補装具の負担はゼロにします。医療については、まだゼロになっていませんが、ひきつづきそうなるように努力を続けます。

5 これから国が、ここで約束したことを、ちゃんと守っていかれるかどうか見守るために、原告と国とで、定期的に集まって、意見交換をしていくことにします。

さいばん お くに こうせいろうどうしょう あいだ やくそく
裁判を起こしたみんなと国（厚生労働省）との間の約束

へいせい ねん がつなめ
平成22年1月7日

ぜんこく げんこく にん
全国の原告71人は、これまで、国と話し合いをしてきました。
くに げんこく さいばん お い み
国が原告が裁判を起こすしかなかった意味をわかって、これからの
しょうがいしゃ ふくし しょうがい ひと よ なか ひとり にんげん
障害者福祉は、障害のある人が世の中で一人の人間として
あ まえ あんしん い せい いっぱい
当たり前で安心して生きていけるように精一杯がんばることを
やくそく つぎ やくそく ぶんしょう かくにん
約束したので、次のように、約束ごとを文章にして確認すること
にしました。

くに はや おうえきふたんせいど しょうがいしゃじりつ
1 国は、なるべく早く応益負担制度をなくし、障害者自立
しえんほう へいせい ねん がつ あたら せいど
支援法も平成25年8月までにはなくして、新しい制度をスタート
します。

あたら せいど しょうがいしゃふくし しょうがいしゃ きほんてきじんけん
その新しい制度では、障害者福祉は、障害者の基本的人権が
まも きほん
守られることを基本とすることにします。

くに けんぽういはん さいばん お げんこく おも
2 国は、憲法違反だと裁判を起こした原告のみなさんの思いに
きょうかん しんけん う と
共感し、真剣に受け止めます。

じゅうぶん しょうがいしゃ いけん せいかつ しら しょうがいしゃじりつ
十分に障害者の意見や生活も調べず、あわてて障害者自立
しえんほう つく おうえきふたんせいど も こ しょうがいしゃ かぞく
支援法を作って、応益負担制度を持ち込んだため、障害者や家族
ひと くろう ひと さんげん きず
の人にたくさんの苦勞をかけ、人としての尊厳をととても傷つけた
ことろ はんせい はんせい わず
ことを心から反省しています。これからはその反省を忘れずに、

[2009年]

○ 1月22日 大津地裁 第1回口頭弁論

この日から自立支援法訴訟期日が始まりました。

法廷で原告・補佐人(家族・支援者等)の意見陳述が行われました。

この日以降、全地裁の第1回期日に竹下団長と藤岡は出廷しました。

この日弁護団はウェブを立ち上げ私は「事務局通信」として、
つたないレポート配信を始め、この日は次のように書きました。

「特に印象に残った点を挙げれば、原告2名のお母様の意見陳述です。

子が生まれてから今に至る歴史と障害者自立支援法の与える影響を物静かに語る姿に
は胸を打つものがありました。裁判官の心に届け！

障害者を排除する社会はもろく弱い社会です。100年、200年後、私たちの子孫に恥
ずかしくないような社会を築くため、弱いものに冷たい社会からおさらばしましょう。

人にやさしい社会をめざして、さあ、障害者自立支援法訴訟が始まった！楽しみです。」

○ 3月4日 第4回全国弁護団会議（於：京都）

4月1日 全国第二次一斉提訴 原告28名

⑬ 4月20日 全体会議

5月20日 埼玉地裁で第二次提訴 原告5名

○ 5月29日 第5回全国弁護団会議（於：京都）

⑭ 6月17日 全体会議

それにしても、勇気をもって原告になることを決意したみな
さんには改めて敬意を表します。原告が現実にも目の前にいると
いう状況になれば、弁護士という人種は何はともあれ、頑張り
ます。原告の熱い思いに弁護団は突き動かされ、現実には教えら
れ学び、個々の弁護士も弁護団としても成長し、やって来られ
ました。訴訟が開始され、原告、ご家族の意見陳述の圧倒的な
内容に弁護団員は心底感動し、打ちのめされるような思いと敬意
を抱き、各地のめざす会のみなさんの半端じゃない訴訟支援
の本気さに圧倒されてきました。

全国14カ所で延べ67回の弁論期日が行われましたが、原告、
ご家族の思いの強さと深さが、1回1回の全ての裁判期日で傍
聴席、被告席、裁判官、弁護団を感動させてきました。

○ 7月30日 東京弁護士と東京地裁裁判官との事前進行協議の実施
弁護団は、聴覚障害のある傍聴人のための手話通訳が立って
行うことが出来ることなどを裁判長に確認しました。

○ 8月7～8日 全国弁護団夏合宿（第6回全国弁護団会議）（於：京都）
全国から60名を超える弁護士が結集して合宿を行いました。
憲法上の論点、障害者権利条約、ILO条約、海外比較、立法
過程上の問題点等々討議された論点は多岐にわたりました。

② 8月24日 全体会議

「政権交代と訴訟」も議題に挙げましたが、選挙結果が出る
前には議論のしようもありませんでした。

8月25日 岡山地裁で第三次提訴 原告1名

4. 「ファイナル&スタート」までの激動

○ 8月30日 総選挙

自立支援法を制定した政権が破れ、同法反対の立場の政権が勝利。

○ 9月7日 東京地裁 第1回口頭弁論期日

被告の争う姿勢に変化はありませんでした。

この日の法廷で印象的な出来事がありました。聴覚障害の傍
聴人が一人であったところ、裁判所が手話通訳者に対して「立っ
てはならない」と伝えてきたのです。弁護団は抗議し10分以上
開廷が遅れました。開廷後、原告弁護団は冒頭「裁判長は、手
話通訳者が立つことを認めないと指示したことは間違いありま
せんか。その理由をお聞かせ下さい。」と質問しました。八木
裁判長は「はい、指示しました」と事実を認め、「聴覚障害の
方が一人の場合は、座って手話通訳をしても支障がないと判断
しました」旨答えました。そのため弁護団は竹下団長はじめ、
裁判所の訴訟指揮は聴覚障害をもつ市民の裁判傍聴の権利に理
解のない誤った不当なものである旨激しく抗議しました。

その後、全国のこの訴訟での法廷における手話通訳の問題に
ついては、朝日新聞はじめ各紙が報道し、また東京弁護団も改
めて文書で申し入れをするなどした結果、東京地裁民事第3部
は2010年1月14日の進行協議において、「（聴覚障害の傍聴人が

障害者自立支援法違憲訴訟原告団

秋保喜美子 原告代表
障害者自立支援法違憲訴訟原告団代表印

障害者自立支援法違憲訴訟弁護団 代表

厚生労働大臣
長妻昭 代表
厚生労働大臣印

厚生労働大臣

長妻昭 代表
厚生労働大臣印



▲調印する竹下義樹弁護団長、原告秋保喜美子さんと長妻厚生労働大臣（右）

構築に当たっては、現行の介護保険制度との統合を前提とはせず、上記に示した本訴訟における原告らから指摘された障害者自立支援法の問題点を踏まえ、次の事項について、障害者の現在の生活実態やニーズなどに十分配慮した上で、権利条約の批准に向けた障害者の権利に関する議論や、「障害者自立支援法の施行前後における利用者の負担等に係る実態調査結果について」（平成21年11月26日公表）の結果も考慮し、しっかり検討を行い、対応していく。

- ① 利用者負担のあり方
- ② 支給決定のあり方
- ③ 報酬支払い方式
- ④ 制度の谷間のない「障害」の範囲
- ⑤ 権利条約批准の実現のための国内法整備と同権利条約批准
- ⑥ 障害関係予算の国際水準に見合う額への増額

四 利用者負担における当面の措置

国（厚生労働省）は、障害者自立支援法廃止までの間、応益負担（定率負担）制度の速やかな廃止のため、平成22年4月から、低所得（市町村民税非課税）の障害者及び障害児の保護者につき、障害者自立支援法及び児童福祉法による障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料とする措置を講じる。

なお、自立支援医療に係る利用者負担の措置については、当面の重要な課題とする。

五 履行確保のための検証

以上の基本合意につき、今後の適正な履行状況等の確認のため、原告団・弁護士団と国（厚生労働省）との定期協議を実施する。

一人であっても）手話通訳者が立って通訳をすることを認めます」と約束するに至りました。

- 9月16日 新政権発足 長妻昭厚生労働大臣就任
- 9月19日 長妻厚労大臣、自立支援法の廃止方針を記者発表
- 9月20日 朝刊各紙に、19日の大臣表明が大きく報道
- 9月24日 被告の方針転換

5連休明けのこの日、新政権下での最初の期日が広島地裁で午後1時10分、開かれ、歴史に残る日となりました。

そこで、国および自治体の代理人団は「三党連立政権合意において障害者自立支援法は廃止することとしているため、今後の訴訟迫行のあり方を検討したいので時間的猶予を下さい」と陳述しました。

原告代理人は、「大勢のみなさんと話し合わなければならないので持ち帰り検討します。」と答えました。

国の立法が憲法違反であるとする集団違憲訴訟において、訴訟の途中で、1カ所も判決が出ていない段階で、国側が争う姿勢の転換を表明することなど、日本の司法の歴史で初めての日であったでしょう。

- 9月29日 厚生労働省から訴訟団に対して「訴訟の解決に向けて話し合いの場を設けたい」と話し合い解決の申し入れがありました。
- ② 9月28日 全体会議

10月1日 全国第三次一斉提訴 原告7名

- 10月6日

訴訟団メンバーが厚生労働省山井和則政務官室を訪問し、政府の申し入れの趣旨を確認に行きました。山井政務官からは、訴訟解決のため、協議に応じていただけるとありがたい、障害者自立支援法により、障害当事者、家族、関係団体の方々に対し、多大な混乱を招きご迷惑をおかけしました等の丁寧な説明があり、訴訟団側からも、安心して暮らせるための社会に変えて欲しい旨切実な発言が相次ぎました。

- 10月7日 原告・めざす会合同会議（於：東京・戸山サンライズ）
- 10月8日 第7回全国弁護士会議（於：京都） 途中、めざす会参加

○ 10月20日 原告・めざす会合同会議（於：東京・日本青年館）

㊸ 10月21日 全体会議

今後の方針について、10月7～21日、全国から原告が東京に集まり、意見交換の場を数回もち、各地で真剣で丁寧な議論を繰り返しました。そして、訴訟解決のための話し合いには応じる、ただしそれは直ちに訴訟を終結するものでなく、原告の納得がいくまで訴訟は継続するという方針を確認しました。

○ 10月22日

正午過ぎ、原告側が厚労省山井政務官を訪問し、上記方針を伝え、午後3時、厚労省記者クラブにて発表。テレビ等で大きく報道されました。

○ 10月30日 大フォーラム

日比谷公園を中心に「さよなら！障害者自立支援法 つくろう！私たちの新法を！」と題する大フォーラムが行われ、1万人が参加しました。全国の原告も登壇し、自立支援法の廃止と今後のさらなる運動の必要性を力強くアピールしました。長妻厚生労働大臣も登壇し、自立支援法の廃止の決断を表明しました。画期的なことでした。

思えば、2007年10月30日の大フォーラムの際も交渉団と厚労省との交渉が行われましたが、当時の企画課長は応益負担の根拠を問われ「かつては負担がゼロという時代もあったかもしれませんが、そうではなく、何がしかの負担をいただいた上で、きっちりとサービスを買っていただく、90%+αは公費で保障をした上でサービスを買っていただくように変えていく、それが考え方」と回答しています。また、「障害から来る不利益を埋めることを障害者の自己責任にすることについては？」と問われた企画課長は「今の制度は基本的に正しいものだ」と理解しています」と回答しています。

2年でガラリと変わりました。

○ 10月30日 第1回協議PT

訴訟団は、原告・弁護団・めざす会から成る、訴訟協議プロジェクトチーム（PT＝交渉団）を結成しました。この日から年末まで

原告らをはじめとする障害者及びその家族に心から反省の意を表明するとともに、この反省を踏まえ、今後の施策の立案・実施に当たる。

- 3 今後の新たな障害者制度全般の改革のため、障害者を中心とした「障がい者制度改革推進本部」を速やかに設置し、そこにおいて新たな総合的福祉制度を策定することとしたことを、原告らは評価するとともに、新たな総合的福祉制度を制定するに当たって、国（厚生労働省）は、今後推進本部において、上記の反省に立ち、原告団・弁護団提出の本日付要望書を考慮の上、障害者の参画の下に十分な議論を行う。

三 新法制定に当たっての論点

原告団・弁護団からは、利用者負担のあり方等に関して、以下の指摘がされた。

- ① 支援費制度の時点及び現在の障害者自立支援法の軽減措置が講じられた時点の負担額を上回らないこと。
- ② 少なくとも市町村民税非課税世帯には利用者負担をさせないこと。
- ③ 収入認定は、配偶者を含む家族の収入を除外し、障害児者本人だけで認定すること。
- ④ 介護保険優先原則（障害者自立支援法第7条）を廃止し、障害の特性を配慮した選択制等の導入をはかること。
- ⑤ 実費負担については、厚生労働省実施の「障害者自立支援法の施行前後における利用者の負担等に係る実態調査結果について」（平成21年11月26日公表）の結果を踏まえ、早急に見直すこと。
- ⑥ どんなに重い障害を持っても障害者が安心して暮らせる支給量を保障し、個々の支援の必要性に即した決定がなされるように、支給決定の過程に障害者が参画する協議の場を設置するなど、その意向が十分に反映される制度とすること。

そのために国庫負担基準制度、障害程度区分制度の廃止を含めた抜本的な検討を行うこと。

国（厚生労働省）は、「障がい者制度改革推進本部」の下に設置された「障がい者制度改革推進会議」や「部会」における新たな福祉制度の

障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団と

国(厚生労働省)との基本合意文書

平成22年1月7日

障害者自立支援法違憲訴訟の原告ら71名は、国(厚生労働省)による話し合い解決の呼びかけに応じ、これまで協議を重ねてきたが、今般、本訴訟を提起した目的・意義に照らし、国(厚生労働省)がその趣旨を理解し、今後の障害福祉施策を、障害のある当事者が社会の対等な一員として安心して暮らすことのできるものとするために最善を尽くすことを約束したため、次のとおり、国(厚生労働省)と本基本合意に至ったものである。

一 障害者自立支援法廃止の確約と新法の制定

国(厚生労働省)は、速やかに応益負担(定率負担)制度を廃止し、遅くとも平成25年8月までに、障害者自立支援法を廃止し新たな総合的な福祉法制を実施する。そこにおいては、障害福祉施策の充実、憲法等に基づく障害者の基本的人権の行使を支援するものであることを基本とする。

二 障害者自立支援法制定の総括と反省

- 1 国(厚生労働省)は、憲法第13条、第14条、第25条、ノーマライゼーションの理念等に基づき、違憲訴訟を提訴した原告らの思いに共感し、これを真摯に受け止める。
- 2 国(厚生労働省)は、障害者自立支援法を、立法過程において十分な実態調査の実施や、障害者の意見を十分に踏まえることなく、拙速に制度を施行するとともに、応益負担(定率負担)の導入等を行ったことにより、障害者、家族、関係者に対する多大な混乱と生活への悪影響を招き、障害者の人間としての尊厳を深く傷つけたことに対し、

PT会議が8回、政府側との交渉(政府協議)が5回実施されました。

- 11月7日 第8回全国弁護団会議(於：大阪)
- 11月9日 第2回協議PT
- 11月16日 政府協議
- 11月26日 第3回協議PT
- ㊤ 11月26日 全体会議
- 11月29日 近畿ブロック集会
- 12月1日 厚労省の団体ヒアリングに訴訟団参加
- 12月7日 第4回協議PT
- 12月10日 緊急院内集会(於：衆議院第二議員会館)、政府協議、第5回協議PT
- 12月13日 第9回全国弁護団会議(於：京都)
- 12月16日 政務官との協議、第6回協議PT
- 12月20日 合意書案、要望書案の詰め打ち合わせ
- 12月22日 政府協議
- 12月24日 午後4時30分予定のPTは取り消し
午後5時 竹下弁護団長等厚労省と面談
午後6時 緊急PT招集(第7回)
- 12月25日 訴訟団、自立支援医療に関し首相宛での緊急申し入れ
- 12月29日 午後2時～4時 午後8時～9時 第8回協議PT
午後4時～8時 衆議院宿舎にて、政府協議

協議も大詰めの12月29日、官庁御用納めの後、衆議院議員宿舎会議室にて、PT、与党議員、厚労省が集まり、実質、午後2時～9時頃まで7時間に及ぶ、それはそれは激しいやりとりが交わされました。そこで基本合意案が詰められました。

[2010年]

- 1月7日 午前11時 第9回協議PT
午後1時～5時 原告・めざす会・弁護団合同会議
(於：東京・戸山サンライズ)
全国から原告が結集し、めざす会、弁護団のみんなで基本合意案に調印して訴訟を終結するか否かについて、熱心な討議をしました。

基本合意文書案の内容については、多くの原告が支持を表明するものの、自立支援医療の低所得者無償化の実現が見送られるという事件が年末にあったことも影響し、「そのような政権は信じられない」という気持ちは共通にありました。だからこそ、大臣に公文書に調印させて新政権を拘束することに意義がある等議論が続き、各自が悩み抜くなか、調印、訴訟終結の決断を午後4時50分、一致して確認しました。そして、直ちに厚生労働省の2階大講堂に移動し、厚生労働大臣と訴訟団との間で基本合意調印式が行われました。

★午後6時 基本合意 厚労省大講堂にて大臣との調印式

5時45分から厚生労働省2階講堂において、基本合意書を国を代表して長妻昭厚生労働大臣が調印し、原告団から広島秋保喜美子さんが、全国弁護士団から団長竹下義樹弁護士がそれぞれ署名・押印して、基本合意が締結されるに至りました。

- 1月9日 第10回全国弁護士会議（於：京都）
- 1月12日 障がい者制度改革推進会議 第1回 開催

内閣府で開かれた会議の冒頭で、福島瑞穂内閣府特命担当大臣と厚生労働省山井和則政務官から、基本合意文書が今後の新法のあり方にとって重要な公文書であることが強調され構成員全員に配布されました。

- ㊤ 1月15日 全体会議
- 2月1日 第10回協議PT
- 2月13日 第11回全国弁護士会議（於：京都）
- 2月26日 第11回協議PT
- ㊤ 3月2日 全体会議
- 4月12日 第12回協議PT
- 3月24日～4月21日

3月24日の埼玉を皮切りに、4月21日の東京地裁をファイナルとして、全国14カ所の地裁で、基本合意を原告と被告が確認する内容の訴訟上の和解調書を作成して、訴訟は終結しました。

- 4月21日 訴訟ファイナル

会保障裁判の歴史や障害者福祉運動において画期をなす歴史的なものである。

これは、原告らが、まさに自らの生活の実態や苦しみや不安を、勇気をもって各裁判所に訴えてきた、その一つ一つの事実の重みを、国が受け止めざるを得なかった結果である。

とはいえ、国の障害者自立支援法廃止の宣言にもかかわらず、次年度予算措置における十分な低所得者無償化への財源確保ができなかったことなど、本基本合意へ踏み切る道筋は平坦ではなかった。

本基本合意の締結により訴訟は終結のための手続に入るが、これは自立支援法の廃止と新たな総合的福祉法制に向けた新しい出発にすぎない。原告71名は、引き続き、本基本合意の内容が真に達成される日まで、定期協議などを通じて、原告らをはじめとした当事者の声を反映し、国が「障害のある当事者が社会の対等な一員として安心して暮らすことのできるものとするために最善を尽くす」（本基本合意書前文）よう、全国の障害者、家族、関係者とともに、不斷の努力を続けるものである。

最後に、これまで本訴訟を支え、励まし、協力をしていただいた全国の方々に心から御礼を申し上げるとともに、今後とも共に手を携えて、新しい障害福祉の未来のために尽力いただくことをお願いして、本声明とする。

以 上

2010年1月7日

障害者自立支援法違憲訴訟 原告71名一同
全国弁護士団
勝利をめざす会

声明文「国との基本合意締結にあたって」

本日、障害者自立支援法違憲訴訟の原告 71 名と弁護団は、国（厚生労働省）との間で基本合意書を締結し、本件訴訟の終結を図ることとした。

2008 年 10 月 31 日の第一次全国一斉提訴以降、全国 14 地裁、原告 71 名は、障害者自立支援法の応益負担制度導入により、人としての尊厳を傷つけられるとともに、経済的に困窮し、将来への計り知れない不安を抱く状況に陥っている全国の障害者のために、同制度の違憲性の確認と応益負担制度の廃止を求め、やむにやまれぬ思いで違憲訴訟に踏み切った。

その後政権が交代し、与党三党の合意により障害者自立支援法及び応益負担制度の廃止が宣言され、これに伴い、国は、従来の主張の見直しとともに、原告らに対し、訴訟終結に向けた協議の申し入れをしてきた。原告らは熟慮の結果、これに応じ、本日まで 3 ヶ月余り、訴訟に至った原告それぞれの思いを原点に、国に障害者の声と実態を踏まえた合意を求めるべく、精力的に協議を行ってきた。

その結果、本日、本件訴訟を提起した目的と趣旨に見合うところの合意内容に達することができたため、本基本合意の締結に至ったものである。

本基本合意は、(1) 判決を前提としない段階で、国と原告らとが真摯かつ積極的に合意形成に努めた協議が生み出したものであること、(2) 国の制度・法律の変更自体を約束するという、基本的な政策形成に関し、訴訟当事者と国とが確約するという初めてのものであること、(3) 自立支援法の制定経過の問題点と応益負担の導入を反省し、再発防止を約束していること、(4) 今後の障害福祉施策の基本理念として、初めて、基本的人権行使の支援にあることを明確にしたこと、(5) 合意内容実現のため定期協議による検証の場を設けたこと等、社

5. 新しい運動のスタート

2013 年 8 月の新法制定までが、私たちの次なる運動です。自立支援法反対の政党が政権を取ったから成功した訴訟という評価は巷にあると推測しています。しかしそういうものではない、と実感しています。障害者が負い目を感じず、堂々とあたりまえに生きていける社会を作りたい。心底そう思う原告とその家族、支援者の本気がこの訴訟の成功をもたらしたのです。この訴訟運動の意義、価値は障害者の権利の進展の中で燦然と輝く画期的なものです。そして自立支援法を葬り去り、全ての障害者、市民が安心して暮らせるための法律、制度をどうやってつくっていくか、これからが正念場です。この訴訟を支え、応援してくださったすべてのみなさまに感謝申し上げます。これからどうぞ、ともに支えあい、子どもたちが安心して生きていける未来につなげていきましょう。今後とも大きなご支援をお願い申し上げます。

障害者自立支援法訴訟 裁判期日一覧

年	2009												2010				合計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
北海道							7		8			22				7	4
岩手						5			25							16	3
東京									7				25		1	21	4
さいたま			25		20		29		30			2	27		24		7
愛知												3				14	2
滋賀	22日			16			9			1				4		15	6
京都			11			1		24			16			15		13	6
奈良							14		14			21			29		4
和歌山						16			25				22			9	4
大阪		10		28		25		25		15				16		20	7
兵庫		20				26		28				4			2	15	6
岡山											24					16	2
広島		5		23			2		24				28			15	6
福岡	30				8		10				6			12		16	6
最終期日																	67

4. 21ファイナルを終えて

東京弁護士 弁護士 大瀧 靖峰

2010年4月21日は、記念すべき日となった。と言うのも、障害者自立支援法違憲訴訟の最終期日となる東京地方裁判所の期日を終え、その記者会見があり、裁判報告集会と基本合意の完全実現をめざす会(新めざす会)の結成集会があり、厚生労働省との定期協議(検証会議)第1回会議が開催され、首相官邸へ訪問したからである。以下、簡単に、盛り沢山だった当日を振り返ってみる。

まずは、朝10時前から東京地裁の前には行列ができ、我々訴訟団が裁判所へ入って行くシーンがテレビカメラで撮影された。私は、世間から注目されている訴訟であることを改めて自覚し、原告として意見陳述をする家平さんとともに健闘を誓った。

11時からの裁判が始まるまでは、法廷の中で、弁護士意見陳述をする私が、パワーポイント操作をする秋野弁護士とともに最終調整をした。柴野弁護士から突然のアドバイスが入ったりと、臨機応変に対応することの難しさと大切さを痛感した。

そして、11時から裁判期日が始まった。最初に竹下弁護士長から意見が述べられ、続いて原告の家平さんが意見陳述をした。思春期の頃にスポーツで重い障害を負い、母親に冷たく当たったことなど、聞いていて涙がこぼれた。次に、私から弁護士としての意見陳述をした。全14地裁でのファイナルでもあったため、私は裁判所や社会に対し意見が伝わるように熱意を込めたつもりだ。裁判長からは、家平さんの意見陳述を受けて、和解を実現させたことに敬意を表するとのコメントがあった。終わった後、何人かの方から、良かったよ、との言葉をいただいたので、それも嬉しかった。

記者会見では、会見を通じて原告らの気持ちや実情が記者に伝わったと思う。朝の裁判所への入場シーンと合わせて、この記者会見が夜のNHKニュースで放映されたことを、後日インターネットで発見した。

午後に入ると、ほとんど昼食を取る時間もなく、裁判報告集会と、めざす会の解散・新めざす会の結成集会が開かれた。会場の弁護士会館講堂クレオに集まった人の多さを見て、支援者の方々の支援があって初めてこの訴訟が実現できたのだと感慨深くなった。原告団、めざす会と弁護士という3本の矢の強さも知った。

結成集会の後は、机の配置が変えられ、厚生労働省との第1回定期検証会議が開催された。短い時間ではあったが、出席した長妻厚生労働大臣から、現状把握の大切さや新しい制度の構築に向けた話をいただいたことは良かったと思う。その後、定期検証会議の趣旨説明や各原告代表からの発言等があったものの、山井政務官からの回答は、検討するという程度に留まった。顔合わせの目的もあった第1回なのでやむを得ないとは思ったが、今後の国側の対応に懸念を抱かないではいられなかった。司会を務めた私としては、徹底して時間管理をするとともに、少しでもこちらに有利な終わり方で会議を終了することに全力を注いだ。

定期検証会議を予定時刻通りに終えて、いよいよ首相官邸へ表敬訪問をした。よくテレビで見かける入口内の階段と花を横目に、奥の部屋に入った。首相が登場するまでの時間を長く感じたが、登場した首相には、予定時刻を過ぎても原告と握手をして話をさせていただいたことで、微力ながらもこの訴訟に関わり訴訟活動等を行ってきたことが報われたと思った。

その日は、打ち上げもあった。訴訟運動が一段落したということで、皆さんが喜んでいたので、私も嬉しかった。原告、めざす会と弁護士が一丸となって戦った結果をみんなで味わった。腰の重い厚生労働省を相手に、引き続き開催される第2回以降の定期検証会議も全力で取り組みたい。✍